

# おおえ町民大学“ぷくらすカレッジ” ときどき学部 フリープラン講座 開設要項

## 1. 趣旨

おおえ町民大学“ぷくらすカレッジ” ときどき学部 フリープラン講座は、知識を深め心豊かな人生を送るための学び、仲間づくりの場として開校されるぷくらすカレッジの3つの学部の内、学びを楽しむ「ときどき学部」の一講座です。

町民の要望に基づいた講座を開催することにより、自主的な学習活動を支援し、学習意欲を高め、もって生涯学習の推進に資することを目指します。

## 2. 事業実施主体

- 1) 事業実施主体は大江町内に在住、在勤、在学する5名以上で構成する団体やグループとします。
- 2) 講師の派遣主体は大江町教育委員会とし、事務局は教育文化課（社会教育係）が担当します。

## 3. 講師について

講師を自由に選ぶことができます（町職員等を除く）

学習内容は決まっていますが、誰に講師を依頼すればよいか分からない場合は、教育委員会で講師探しのお手伝いをします。

## 4. 開催日時・場所

年未年始（12月29日～1月3日）を除く期間で、土・日・祭日を問わず午前9時から午後9時までの概ね90分以内とし、開催場所は大江町内に限ります。

## 5. 経費

- 1) 会場使用料が伴う場合は、事業実施主体の団体が負担します。
- 2) 町は、事業実施主体の団体および町内各学校等から提出された「フリープラン講座申請書」の内容を確認し、講師料の一部を予算の範囲内（上限5千円）で助成します。
- 3) 1事業あたり上限5千円、1団体あたり年度内2回まで申請可能。

## 6. 申込手続

- 1) 「フリープラン講座申請書」により、原則として開催希望日の20日前まで事務局

【大江町教育文化課社会教育係(中央公民館)】へ提出してください。

- 2) 終了後は、「フリープラン講座実施状況報告書」を提出いただきます。

なお、終了報告書には講座風景写真（写真の撮影が難しい場合は、教育委員会で対応することも可能ですのでご相談ください。）及び講座に係る資料（料理教室の場合はレシピ等。特に資料が無い場合は不要です。）

## 7. 受付できない場合

- 1) フリープラン講座の趣旨に反していると認められるとき。
- 2) 公の秩序を乱しまたは善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- 3) 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。

## 8. 広報紙への掲載等

町広報紙やホームページ等に、開講実績や写真を掲載することがありますので、予めご了承ください。

## 9. その他

予算の上限に達した場合、年度途中で助成を終了する場合があります。

要項に特に定めのない事項については、教育文化課の協議のうえ決定します。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。